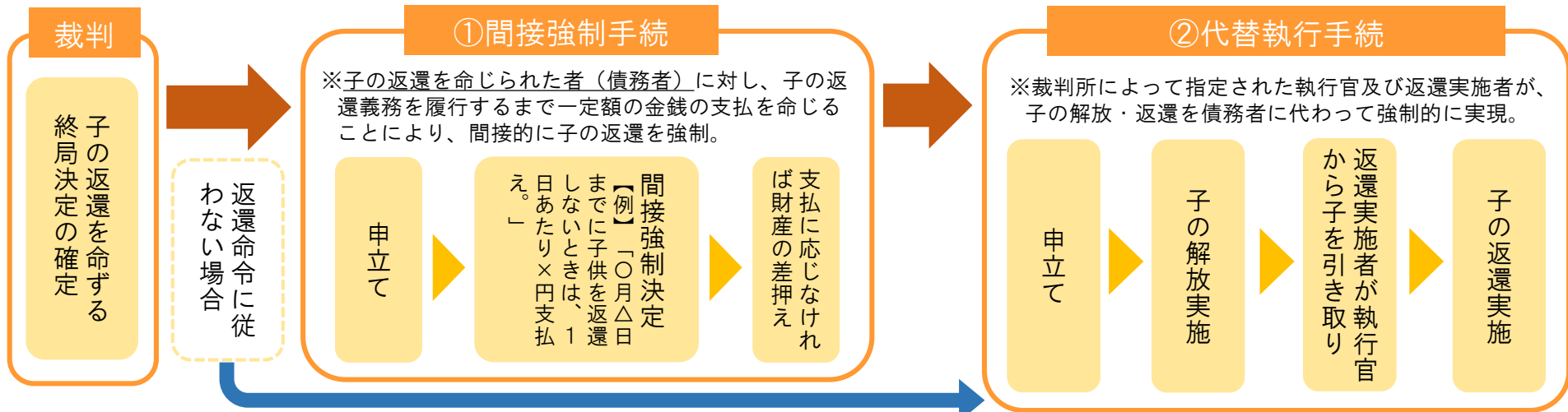


ハーグ条約実施法の改正の概要

- 2014年4月に我が国についてハーグ条約が発効して以降、我が国は、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（ハーグ条約実施法）に基づきハーグ条約を実施。
- 2019年5月、[同実施法の一部を改正する法律案](#)（「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案」）が可決成立。[2020年4月1日に施行予定](#)。
- 改正の狙い：[子の返還の強制執行手続の実効性が一層確保](#)されること（注：国内の子の引渡しの強制執行についても同様の規定を整備）

<子の返還を命ずる裁判所の決定を強制的に執行する手続>



改正点 1

- 間接強制の決定から **2週間を経過した後**に代替執行可能。

- 一定の条件の下（※）で **間接強制を経ずに代替執行可能**。

（※）間接強制では返還の見込みがあるとは認められないとき、子の急迫の危険を防止するために必要があるとき等

改正点 2

- **子が債務者と一緒にいる場合に限り**て解放実施可能。

- **子が債務者と一緒がいなくても（※）解放実施可能**。

（※）子の利益に配慮するため、残された親（債権者）の出頭が原則（一定の条件を満たす代理人の出頭でも可）。

改正点 3

- 第三者の占有場所で代替執行を行う場合は、**当該場所の占有者の同意が必要**。

- 執行の場所が子の住居である場合には、**裁判所の許可により、当該場所の占有者の同意がなくても、代替執行可能**。

〈改正前〉

〈改正後〉